

## 勝浦町企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 実施要領

勝浦町企業版ふるさと納税マッチング支援業務を委託するに当たり、公募により受託事業者を選定するための実施要領を示す。

### 1 業務名称

勝浦町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

### 2 業務目的

勝浦町（以下「町」という。）が行う地方創生事業に対して寄附を行った企業に税額控除の措置が講じられる地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、町における地方創生の充実・強化を図るため、事業者独自のネットワークやノウハウを生かし、寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）へ効果的な働きかけを行うことにより、寄附の獲得を目指すものとする。

### 3 業務概要

#### (1) 業務内容

別紙「勝浦町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 業務委託仕様書」のとおり

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (3) 業務委託料

本業務を通して行われた寄附金額×委託料率（消費税等別）（成果報酬型）

※委託料率の上限は20%とする。

### 4 応募資格

本業務を受託しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがな

れていない者であること。

- (4) 応募書類の提出時点において、勝浦町の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 租税公課を滞納していない者であること。
- (6) 本業務を遂行するに当たり、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本庁の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

## 5 スケジュール

公募公告	令和8年6月1日（月）
公募期間	令和8年6月1日（月）から令和9年2月19日（金）まで
審査結果通知	書類提出後2週間以内
契約締結	調整後速やかに

## 6 応募方法

### (1) 提出書類（提出部数）

1	参加申込書（様式第1号）（1部）	
2	事業者概要書（様式第2号） （2部）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要事項が記載されていれば会社パンフレット等も可。</li><li>・ 資本金、売上高、従業員数等の数値は直近のものを記載する。</li></ul>
3	業務履行実績調書（様式第3号） （2部）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 直近の同種業務の履行実績を記載し、契約書の写し及び業務完了を証する書類の写し</li></ul>
4	企画提案書（A4サイズ） （2部）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様式は任意とし、次の事項を必ず含めて作成すること。</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>① 本業務を行うに当たっての事業スキーム、ノウハウ等</li><li>② 業務実施体制</li><li>③ 業務スケジュール</li></ol>
5	参考見積書（様式第4号）（1部）	
6	委任状（様式第5号）（1部）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約権限等を委任する場合に限る。</li></ul>

(2) 提出先

勝浦町企画交流課 企業版ふるさと納税担当

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

(3) 提出方法

持参又は郵送。

持参の場合は、役場開庁日の午前9時から午後5時まで（正午～午後1時の間を除く。）の間に行くこと。郵送の場合は、簡易書留等、追跡が可能な形とすること。

7 質問方法

電子メール (kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp) により提出すること。

※原則、電話や訪問による口頭での対応は行わない。

8 審査方法

原則、担当課（職員）による書類審査とするが、面談（Web面談も含む。）による説明を求める場合もある。面談を行う場合は事前に日程調整等を行う。審査結果は、応募があった者全員に通知する。

9 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 本要領の応募資格に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 提出書類の提出後、契約締結までの期間に本要領の応募資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 本要領に違反した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為や公正を欠いた行為があったとして町が認定した場合

10 契約事項

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき決定するものとし、その協議が整った後、勝浦町財務規則（昭和42年規則第1号）による随意契約の手続を行う。

11 その他

- (1) 本応募に係る必要経費はすべて応募者の負担とする。

- (2) 企画提案書は1者につき1件とする。
- (3) 提出された書類については返却しない。
- (4) 応募に係る提出書類の提出後は、企画提案書の記載内容の変更等書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等の審査内容、審査経過については公表しない。また、選定結果についての異議申立ては一切受け付けないため、了承した上で応募すること。
- (6) 提出書類の提出後、本募集への参加を辞退するときは、辞退届(任意様式)を速やかに担当課へ提出すること。なお、辞退による不利益な取り扱いはしない。

12 問い合わせ先

勝浦町企画交流課 企業版ふるさと納税担当

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

【電話】 0885-42-2552

【ファクシミリ】 0885-42-3028

【E-mail】 [kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp](mailto:kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp)